



平成 20 年 7 月 10 日

各 位

会社名 ライト工業株式会社
代表者名 取締役社長 田村 徹
(コード番号 1926 東証第一部)
問合せ先 広報室長 矢澤 達生
(TEL 03-3265-2550)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、愛媛県が発注する法面保護工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会より審決を受けたことに伴い、国土交通省から建設業法の規定に基づき、平成 20 年 7 月 10 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、この度の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制のより一層の強化を図り、再発防止を徹底することにより、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

愛媛県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期 間

平成 20 年 7 月 25 日から平成 20 年 8 月 8 日までの 15 日間

以 上